



2026年5月14日

各位

会社名 鹿島建設株式会社  
代表者名 代表取締役会長 兼 社長 押味 至一  
(コード番号 1812 東証プライム・名証プレミア)  
問合せ先 執行役員人事部長 西澤 直志  
(TEL. 03-5544-1111 (代表))

### 役員に対する業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ

当社は、2026年2月12日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、2026年6月26日開催予定の第129期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）における承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象とする信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を監査等委員会設置会社への移行後も制度内容を一部変更した上で継続することに関する議案（以下「本議案」という。）を、本株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本制度の内容の一部変更・継続について

当社は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を一層明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することにより中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めること、及び取締役に交付する株式に退任（当社の取締役及び執行役員のいずれの地位でもなくなることをいう。以下同様。）までの譲渡制限を付することにより株式交付後においても企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、本制度の導入に関する議案を2023年6月28日開催の第126期定時株主総会に付議いたしました。同株主総会では、2024年3月末日で終了する事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度の間在任する取締役に対する報酬として承認可決されました（同株主総会の承認決議を以下「前回決議」という。）。そこで当社は、2023年9月1日付で役員向け株式交付信託（以下「本信託」という。）を設定し、本制度を運用してまいりました。

今般、本株主総会において定款変更に関する議案及び本議案が承認可決されることを条件として、本制度の対象者を監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）とし、また、制度内容を一部変更のうえで継続することといたします。

なお、当社は、当社の執行役員に対しても業績連動型株式報酬制度を導入しております。  
主な変更点は以下のとおりです。（詳細は2.をご参照ください。）

項目	変更前	変更後
①対象者	当社の取締役（社外取締役を除く。）	当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
②対象期間（延長分）	5事業年度以内の期間を都度定めて対象期間を延長できる	2027年3月末日に終了する事業年度から2029年3月末日に終了する事業年度まで（その後も、5事業年度以内の期間を都度定めてさらに対象期間を延長できる）

③上記②の延長分の対象期間において、対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金額の上限	延長分の対象期間の事業年度数に3億円を乗じた金額	合計36億円（対象期間をさらに延長した場合には、延長分の対象期間の事業年度数に12億円を乗じた金額）
④対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり60万ポイント	1事業年度あたり20万ポイント
⑤ポイント付与基準	役員及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与	（変更なし）
⑥株式交付時期	信託期間中の毎事業年度における一定の時期	（変更なし）
⑦譲渡制限	当社株式の交付を受けた日から退任する（当社の取締役、執行役員いずれの地位でもなくなる）日まで	（変更なし）

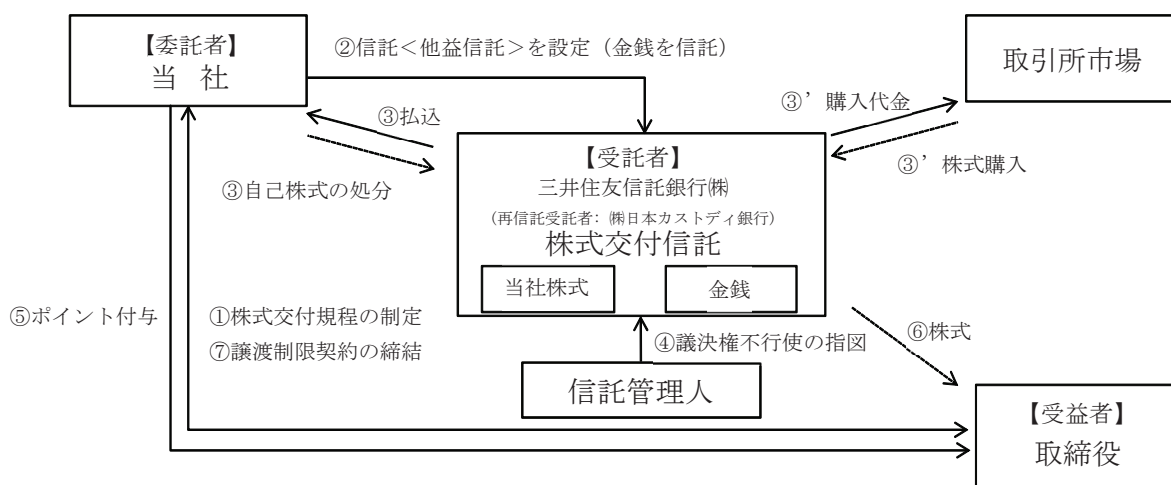
## 2. 変更後の本制度の概要

### (1) 本制度の仕組み

本制度は、本信託（2023年に設定済み。）が当社の普通株式（以下「当社株式」という。）を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される（ただし、下記3.のとおり、当該株式については、当社と各取締役との間で譲渡制限契約を付するものとする。）という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として、信託期間中の毎事業年度における一定の時期です。

#### <本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は取締役を対象とする株式交付規程を制定します（制定済みのものを改定する予定。）。
- ② 当社は後記⑥のとおり本信託の受益権を取得する取締役を受益者として2023年9月1日に信託期間3年間として設定済みである本信託につき、信託期間を延長したうえで、受託者に当社株式の追加取得資金に相当する金額の金銭（ただし、当社の取締役に交付するための株式取得資金については、株主総会の承認を受けた金額の範囲内とする。）を追加信託します。
- ③ 受託者は、本信託内の金銭（前記②により当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託に残存している金銭を含む。）を原資として、今後交付が見込まれる相当数の当社株式を追加取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含む。以下同様。）から取得する方法による。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とする。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役に對しポイントを付与します。

- ⑥ 株式交付規程及び本信託に係る信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。
- ⑦ 前記⑥の当社株式については、当社と当該取締役との間で、交付日から退任する日までを譲渡制限期間とする譲渡制限契約を締結します。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

## (2) 信託期間・対象期間

本信託は、当初の信託期間を3年間（2023年9月1日から2026年8月末日まで）として設定しましたが、これを3年間（2029年8月末日まで）延長します。ただし、下記（3）のとおり、さらに信託期間の延長を行うことがあります。

また、前回決議では、2024年3月末日に終了する事業年度から2026年3月末日に終了する事業年度までを「対象期間」としたうえで、①対象期間の間に在任する取締役に対して本制度に基づく報酬を支給する旨、②取締役会の決定により、5事業年度以内の期間を都度定めて対象期間を延長できる（以降も同様）旨を承認いただきました。当社は、この対象期間を、2029年3月末日で終了する事業年度まで延長することを本日開催の取締役会で決議いたしました。

## (3) 本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、上記（2）の延長分の対象期間（2027年3月末日で終了する事業年度から2029年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度）中に、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、合計36億円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として追加拠出します。本信託は、本信託内の金銭（当社が追加信託した金銭のほか、本信託に残存している金銭）を原資として、当社株式を、当社からの自己株式の処分を受ける方法又は取引所市場から取得する方法により、追加取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。また、当社の執行役員に対して導入している業績連動型株式報酬制度に基づき執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金も合わせて追加信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めてさらに延長するとともに、これに伴い、本信託の信託期間をさらに延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含む。以下同様。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該再延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該再延長分の対象期間の事業年度数に12億円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（5）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

## (4) 本信託による当社株式の取得方法等

本信託による当社株式の追加取得は、当社からの自己株式処分を受ける方法による取得又は取引所市場からの取得を予定しております。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記（3）の信託金の上限の範囲内で本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

## (5) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

### ① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日（原則として毎事業年度）において、役員及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり20万ポイントを上限とします。

### ② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、1ポイントあたりの当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポ

イントあたりの当社株式数は、かかる分割比率・併合比率等に応じて合理的に調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、原則として信託期間中の毎事業年度、下記3.の譲渡制限契約を当社と締結することその他所定の手続を経ることを条件として、本信託の受益権を取得し、本信託から当社株式の交付を受けます。

ただし、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭（当該換金額）を交付することがあります。

(6) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(7) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

3. 取締役に交付される当社株式に係る譲渡制限契約

上記2.(5)③の当社株式の交付に当たっては、当社と取締役との間で譲渡制限契約を締結することとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

- ① 取締役は、本制度により交付を受けた当社株式につき、その交付を受けた日から退任する日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該当社株式を無償で取得すること
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

ただし、退任日以後に交付する当社株式がある場合には、かかる当社株式には、譲渡制限を付さないものといたします。また、この場合には、一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	当社取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2023年9月1日
信託の期間	2023年9月1日～2029年8月末日（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

以 上